

議提第5号

都市計画道路西仲通線の整備に関する決議

会議規則第14条の規定により、都市計画道路西仲通線の整備に関する決議を次のとおり提出する。

令和5年6月28日 提出

提出者	北本市議会議員	岡村	有正
提出者	北本市議会議員	保角	美代
賛成者	北本市議会議員	毛呂	一夫
賛成者	北本市議会議員	小久保	博雅
賛成者	北本市議会議員	斉藤	章
賛成者	北本市議会議員	永井	司
賛成者	北本市議会議員	青野	康子
賛成者	北本市議会議員	高橋	誠
賛成者	北本市議会議員	村田	裕子
賛成者	北本市議会議員	桜井	卓
賛成者	北本市議会議員	諏訪	幸男
賛成者	北本市議会議員	今関	公美
賛成者	北本市議会議員	島野	和夫
賛成者	北本市議会議員	現王園	孝昭

北本市議会議長 滝瀬 光一 様

都市計画道路西仲通線の整備に関する決議

都市計画道路西仲通線は、上尾市、桶川市、北本市、鴻巣市のJR高崎線の西側を南北に結ぶ広域幹線道路の一部で、昭和44年に都市計画決定された幅員18メートル、延長2,520mの道路となっている。令和3年度には上尾市から桶川市までの全線の整備が完了し、北本市境まで供用が開始された。

北本市においては、久保特定土地地区画整理事業地内において一部事業化がされているが、デーノタメ遺跡との共存などの課題から整備が進んでいない。

今後、道路の整備が進み、利便性が向上し、沿線の開発が進めば、人口減少の歯止めや地域経済の活性化にも寄与することとなる。また、本市の防災・減災、国土強靱化にもつながり、市民の命とくらしを守る重要な幹線道路となる。

その一方で、道路が整備されることで、大型車などの交通量が増え、周辺住民の生活環境の悪化が懸念される。また、道路が整備されるまでの間においては、引き続き、通過交通が周辺道路を通り抜けることで、交通安全上、危険な状況が続くことも懸念される。

よって、都市計画道路西仲通線の整備に関して下記の事項について対応するよう求める。

記

- 1 桶川市からの交通の円滑化を図るため、桶川市境から南大通線までの区間について早期に整備すること。
- 2 整備に当たっては、交通安全及び防災・減災に配慮するとともに、北本団地などの周辺住民における騒音などの生活環境にも十分配慮すること。
- 3 桶川市境から南大通線までの早期整備を見据え、沿道における土地の利活用について市街化区域への編入等北本市の発展に資するものとなるよう計画的なまちづくりを推進すること。
- 4 道路が整備されるまでの間において、周辺道路における交通安全対策を徹底すること。

以上、決議する。

令和5年6月28日

北本市議会